

## 第 1 6 4 号議案

足立区こども科学館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区こども科学館条例の一部を改正する条例

足立区こども科学館条例（平成 5 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

（ 1 ） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

（ 2 ） 営利を目的とすると認められたとき。

第 1 0 条中「展示室及びコンピュータールーム」を「コンピュータールーム及びプラネタリウムホール」に改める。

第 1 1 条中「使用の承認」を「第 9 条の規定により使用の承認」に改める。

第 1 2 条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

別表第 1 展示室の項及びセット券展示室プラネタリウムの項を削る。

別表第 2 備考 3 中「移動教室等の事業」を「事業等」に改める。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

こども科学館展示室を廃止するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。